

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令に対する意見公募要領

令和8年5月19日
経済産業省
イノベーション・環境局GXグループ
資源循環経済課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

財務省、農林水産省及び経済産業省においては、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案等について、別添のとおり取りまとめました。

本件について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見募集対象

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

(2) 窓口での配布

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課
(東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階)

4. 意見募集期間

令和8年5月19日(火) ～ 令和8年6月18日(木) 必着

5. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 電子メール

別紙の必要事項をメール本文に御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

電子メールアドレス：bzl-yo-ri@meti.go.jp

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課

パブリックコメント担当 宛

(電子メールの件名を、「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令に対する意見」として下さい。)

(3) 郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省イノベーション・環境局GXグループ資源循環経済課

パブリックコメント担当 宛

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。また、法人等に関する情報であって特定の法人等を識別しうる記述がある場合には、当該記述を伏せさせていただきます場合があります。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

